

# フカヒレスープ販売は違法

## 歪んだサメ保護運動になびく世界

2011年10月18日 みなと新聞 掲載

ハワイで、サメヒレの販売、保有、流通を禁止する法律が今年の7月1日発効した。違反した場合、罰金5,000ドルから15,000ドル。累犯3回以上は、罰金35,000ドルから50,000ドルに跳ね上がり、禁固刑も伴う厳しさだ。ハワイ中華商工会議所会頭のJ. チョイ氏は「フカヒレスープを飲むのが違法だなんてとんでもない。中国5,000年の食文化を否定するのか」と、抗議したと報道されているが、最早、如何ともしたい。（このような法律が実際、施行されているのか信じがたく、現地関係者に照会しているが、施行中止の情報は無い。）カリフォルニア、オレゴン、ワシントンの各州も同様の法律を検討していると伝えられている。

### ◆米政府バックアップ◆

米国政府そのものが、このような動きをバックアップしている。今年1月、オバマ大統領は、サメヒレ採取を禁止していた従来の法律の抜け穴を埋め、一段と規制を強化した「サメ保護法」に署名した。同法は、洋上でのサメヒレ採取を全面禁止とする他、サメヒレ採取を認めている国の水産物の米国への輸入禁止を可能とする措置も盛り込んでいる。輸入禁止措置導入により、米国のサメ保護策を世界中に広めようとする意図が明白に示されている。

### ◆保護運動が活発化◆

サメは環境保護団体のターゲットとされ、保護運動は、連綿と続いてきた。FAO（国連食料農業機関）が、行過ぎた保護運動を抑制するため、「サメ類保存国際行動計画」を採択（1999年）、また、各資源管理機関も、サメの保存管理対策に取り組むようになった結果、保護運動は沈静化していたが、ここにきて、運動が再び、活発化している。2009年、国連総会でパラオの大統領が、その200海里内全域をサメ保護区域とする旨宣言し、世界にサメ保護水域を拡大するよう求める演説を行った。これを皮切りに、サメ保護運動は、国際社会に広がり、今年10月には、8カ国（バハマ、コロンビア、ホンジュラス、モルディブ、マーシャル、メキシコ、ミクロネシア、パラオ）の首脳が、サメ保護区域の拡大を推進する決議に署名したと報道されている。

#### ◆科学的資源論前提に対応を◆

「サメは産仔数が少ないことに加え、成熟までに時間がかかる。海洋生態系の頂点にあり、海洋環境の保全に不可欠。乱獲で絶滅の危機に瀕している。」等が、サメ保護運動の主張だ。しかし、その主張の合理性、正当性は、疑問だ。「サメの種類は500種類もあり、浅海から深海、沿岸から沖合とあらゆる海域に分布し、一言で「サメが絶滅する」と主張するのは、いかにも乱暴」とサメ研究の著書もある中野秀樹氏（国際水産資源研究所）は明快だ。また、鈴木治郎氏（元遠洋水産研究所）も、「米国や南洋の島嶼国等のサメ漁獲禁止の動きは、科学的な根拠に基づいているとは思えない。例えば、サメが生きてままヒレを切り取り、胴体を海中に投げこむのは野蛮で即刻止めるべきだという非難は事実を無視したものだ。この非難の元となった映画を製作した監督自身が認めているように、宣伝のためのやらせ映像だ」と述べている。このように事実を歪めても、目的を達成しようとする行過ぎた環境保護運動は、サメ保護だけで終わらないだろう。「水産資源の持続的利用の理念」の否定も厭わない彼等の運動の本質を鋭く見つめ、屈する事無く、科学的な資源論を前提に、粘り強く対応しなければならない。（了）